

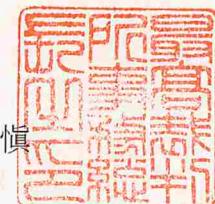
最高裁秘書第1680号

令和3年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月5日付け（同月7日受付、第030159号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成7年7月14日付け最高裁人任A第7号人事局長依命通達「上席の主任家庭裁判所調査官の指名について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

○上席の主任家庭裁判所調査官の指名について

平成7年7月14日

人任A第7号

高等長官、家庭所長あて人事局長依命通達

平成7年7月14日付け最高裁家三第237号事務総長依命通達「首席家庭裁判所調査官等に関する規則の運用について」記第6の4に定める標記の指名について下記のとおり定めましたので、これによつてください。

記

- 1 高等裁判所は、上席の主任家庭裁判所調査官を指名し、又はその指名を解く場合には、最高裁判所と協議の上、行うものとする。
- 2 高等裁判所は、上席の主任家庭裁判所調査官を指名し、又はその指名を解いた場合には、人事異動通知書を交付するものとする。

付 記

- 1 この通達は、平成7年8月1日から実施する。
- 2 昭和50年10月8日付け最高裁人任A第19号人事局長依命通達「上席の主任家庭裁判所調査官の指名について」は、平成7年7月31日限り、廃止する。